

事務局説明資料① (事業再編に取り組む大企業など「プロ向け」の貸付けについて)

2026年10月9日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

第1回WGにおけるご意見（要約）

● 総論

日本国内に拠点を持たない外国金融機関等によるシンジケートローン参加を含め、事業者向け貸付けに係る貸金業法等の柔構造化の方向性に賛成。

● 第一回の論点に係る意見

貸出先の要件

- シンジケートローンの参入要件緩和において貸出先として限定する「大企業等」の範囲は、債務者保護の観点から中小零細企業は入らないようにすべきだが、大企業以外のファンド等も含める余地がある。企業規模のみならず十分な交渉能力を有していること等の観点から基準の明確化が必要。
- 貸出先をある程度限定するのであれば、アレンジャー・エージェントなどへの追加的規制を強化する必要は無いのではないか。

シンジケートローン参加者の要件

- 事務局が提示した、外国の法令に準拠して設立されていることと、日本に代表者（弁護士法人等）を設置することの要件は必要。他にどのような適格性や要件が必要かは今後の規制緩和内容の議論も踏まえ検討する必要。
- シンジケートローン参加者の役割が融資の実行に明確に限られる点については、契約書類からの乖離がどこまで認められるのかを確認する必要。
- 既存のシンジケートローン実務を前提に議論しているが、参加者が変われば実務の変更も一般にはありうる点は慎重な議論が必要。
- シンジケートローン参加者の本国における業務運営やリスク管理態勢について、実効的にモニタリングできる仕組みの確保が重要。当局間の情報交換や外国金融機関からの情報提供を求める体制が必要ではないか。
- 債権譲渡規制の緩和については、継続的に実効的なモニタリングを行う観点から慎重に検討すべき。

債務不履行に伴う私的整理等について

- シンジケートローンが債務不履行となり私的整理等を行う場合、対象債権者全員の同意を必要とする手続もあるところ、拠点を持たない外国金融機関等や債権譲受人が加わることで、返済猶予や債務再編の調整にどのような影響があるのか確認しておく必要があるのではないか。
- 借り手の保護や全体の利益調整に係るエージェントの役割や責任について整理が必要ではないか。例えば、私的整理等の際、日本拠点を持たない外国金融機関が個別に債権回収しないことを担保するため、弁護士やサービサー等への委託について仕組みを検討する必要があるのではないか。

外国銀行代理業（銀行法）、外国規制との関係

- すでに日本拠点を持つ外国銀行等との間で、大きな規制上の不公平感が生じないような配慮が必要。その際、具体的な不公平感の議論においては、外国銀行業界として日本への投融資ビジネスをどう考えているのか議論が必要ではないか。
- 日本拠点を持たない外国銀行によるシンジケートローン参加の緩和は、貸金業法の改正の議論なのか。銀行法の議論ではないか。
- 銀行法の外国銀行関連の規制は、今回の議論対象ではないと理解しているが、海外の諸外国の規制も概観しつつ、すでに日本拠点を持つ外国銀行等との間での規制上の不公平感の論点を含め、今後の課題として検討を続けていくことは必要。

第1回WGにおけるご意見（要約）

その他の意見

- 今回の規制緩和を契機として、
 - 市場の厚みの拡大を通じて、国内金融機関のリスク性資金供給力が拡大することでプライベートクレジット市場を育成していくことが望ましい。
 - ファンドを含むノンバンクがリスクマネーを提供しやすい環境を整備すると共に、借り手においても企業の成長段階や信用力に応じた調達手段を選択できる環境を整えていく必要。
- 日本企業による大型M&Aや海外事業投資のための外貨調達に関し、今回のアプローチで十分な実績に繋がるかについて、一定期間後に検証を行い、必要な制度変更を加えていくのが望ましい。
- 外国金融機関の参入拡大に伴う過度な金利競争や一部の参加者への影響力の集中が生じないよう、市場規律を確保する制度設計と継続的なモニタリングについて十分に検討する必要。
- 金利規制については、シンジケートローンのアレンジャーフィーがみなし金利の対象となっており、また、上限金利はスタートアップ等への資金供給においても障害になっているところ、緩和の必要性を検討すべきではないか。

● 第二回以降の論点に係る意見

ノンバンク社債法について

- ノンバンク社債法については、私募債であれば資本要件等を課す必要はないのではないか。
- ノンバンク社債法の緩和については、投資者被害を生じさせることがないよう、全体として適切な資金の流れが確保される必要があるところ、こうした点で現行制度が十分なものか検討すべきではないか。

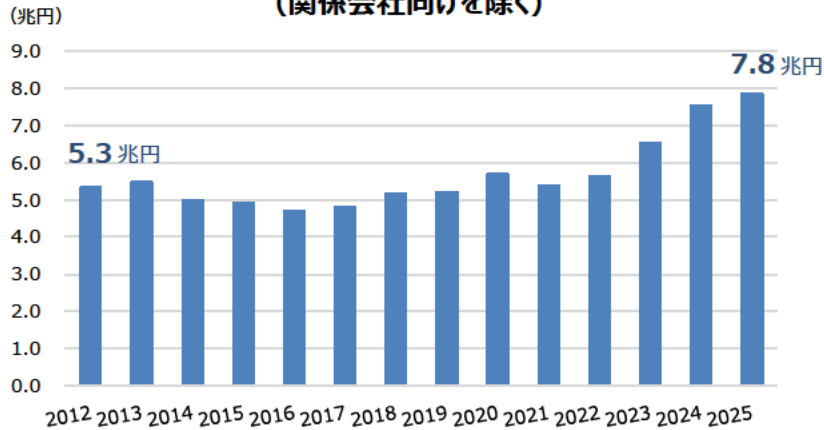
書面交付や物理的な掲示を前提とした規制のデジタル化について

- 前回の2006年貸金業法改正時点から、多重債務の状況や貸金業者の法令順守の状況は改善している。この成果やデジタル化等の環境変化も踏まえ点検していく必要。
- 現在、会社法においても株主総会資料の書面交付請求権に係るデジタル化の議論がなされているところ、前向きに検討すべき。WEB完結型契約に関する消費者ニーズも含め、消費者政策一般との整合性も考慮して検討していく必要。
- 少数の利用者の保護にも目を配りつつ全体最適に向けて検討していく必要。紙の書面が多重債務に迫られる消費者が借入を見つめなおす機会となっているところ、高齢者による借入れも想定し、消費者保護の観点で慎重な検討が必要ではないか。

我が国の貸金業者による事業者向け貸付けの現状について

- 貸金業者による事業者向け貸付け（関係会社向けを除く）の残高は堅調に推移。
- 事業者向け貸付残高の過半を占める上位15社のうち10社がLBO（Leveraged BuyOut）をはじめとしたストラクチャードファイナンスの貸出実績あり。上位15社の内訳は、リース会社が約半数であり、貸出残高の6割強を占める。

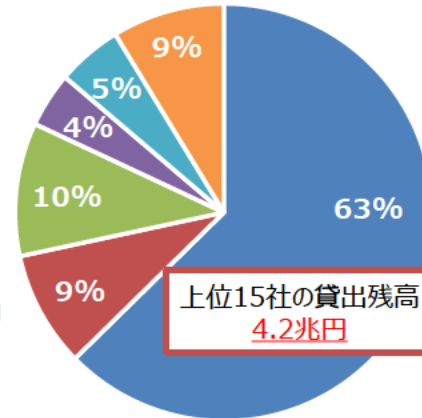
貸金業者による事業者向け貸出残高
（関係会社向けを除く）



事業者向け貸付けを行っている貸金業者818社中貸出残高の上位15社

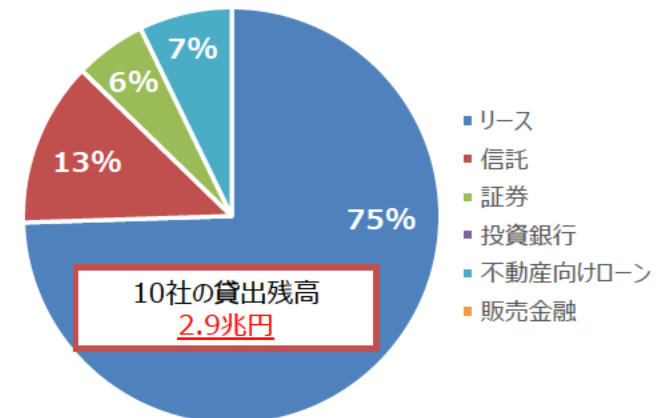
※上位15社中10社がストラクチャードファイナンス貸出実績あり

【業種別貸出残高比】



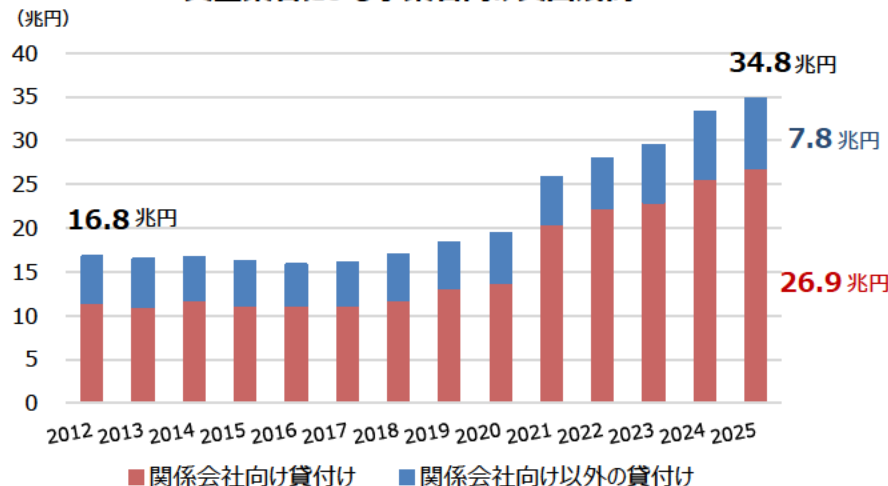
上位15社の貸出残高
4.2兆円

【ストラクチャードファイナンス貸出実績のある
10社の業種別貸出残高比】



10社の貸出残高
2.9兆円

貸金業者による事業者向け貸出残高



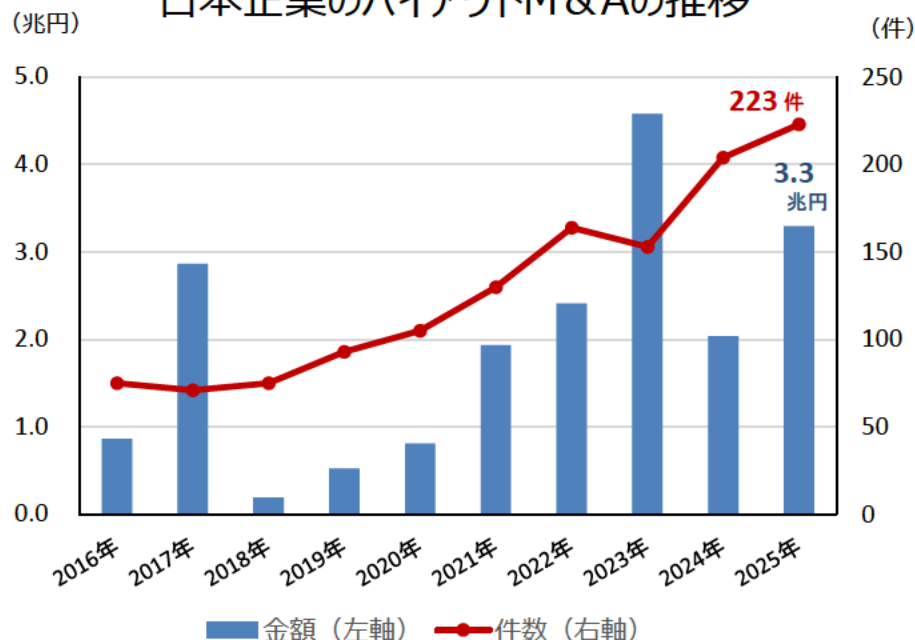
※四捨五入により計が一致しない

（出典）金融庁（2025年3月末時点）

LBOローンの意義とストラクチャー

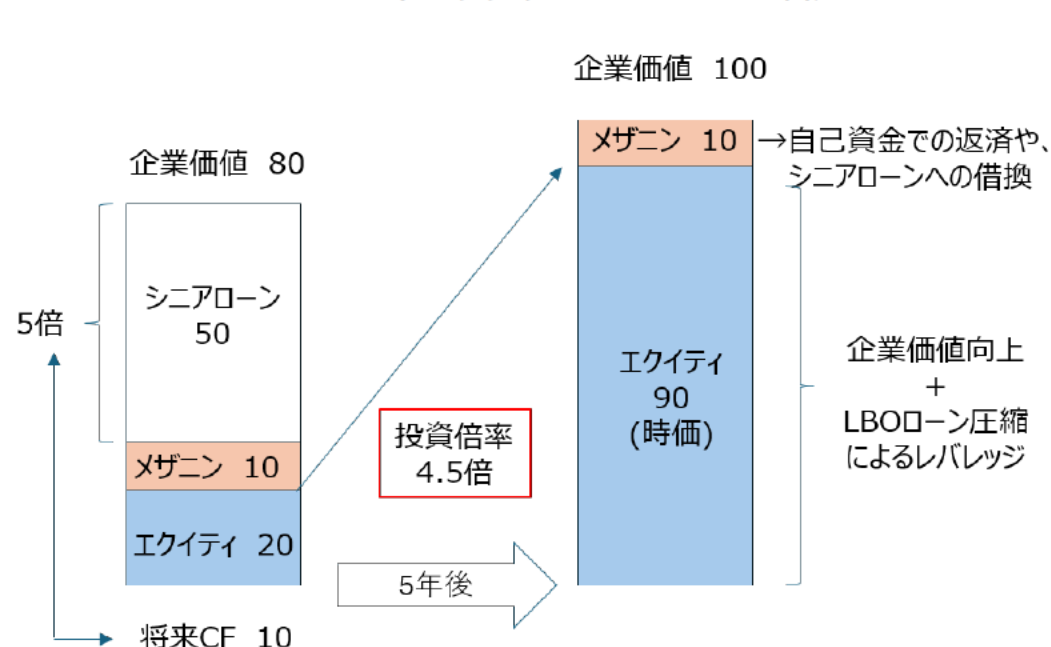
- **PE (Private Equity) ファンドが実行する買収M&A**は、事業会社が行うコーポレートM&Aに対して**バイアウト**と呼ばれており、我が国M&A市場において、**件数・金額は拡大傾向を続けている**。
- PEファンドは、ハンズオンで経営参画し、①マーケティングの改善、②適切な設備投資の実行、③相乗効果のあるM & A、④ノンコア資産の売却等を実施し、買収企業の価値向上を行った上で、当該企業の上場等により投資の回収を図る。
- 投資期間中の将来キャッシュフローを返済原資とするシニアローンに加え、**メザニンローンを活用することで、企業価値向上を見据えた買収資金調達を機動的に行うことが可能**。
- LBOローンは買収資金だけでなく、当座の運転資金や設備投資資金のためのファシリティが設定され、**資金需要に柔軟に対応するためコミットメントラインで提供**。

日本企業のバイアウトM&Aの推移



(出典：㈱レコフデータ「MARR Pro」を基に金融庁作成)

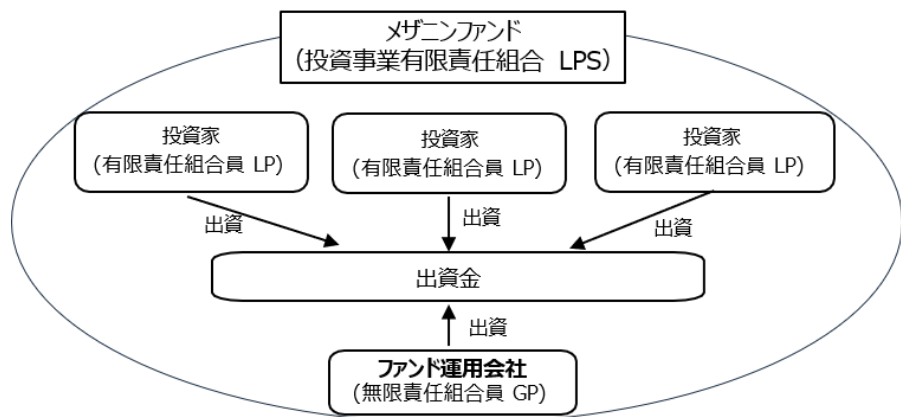
LBOローンのストラクチャーとメザニンの活用例



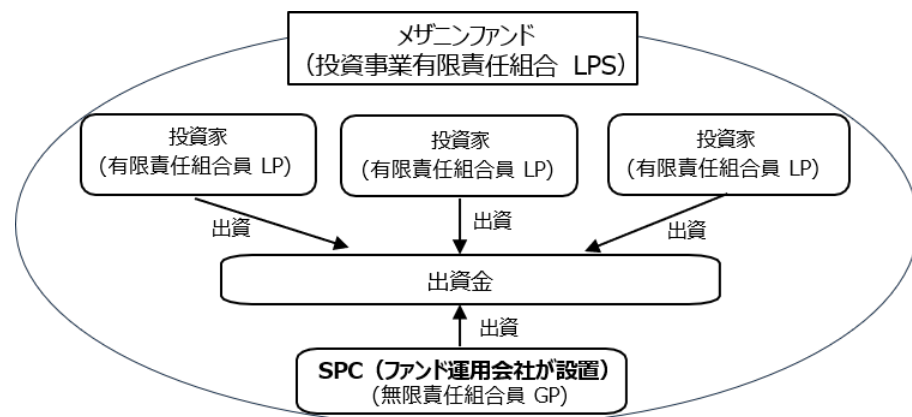
メザニンファンドの実務について

- メザニンファンドは、ファンド運用会社自身がGP（無限責任組合員）となるもののほか、ファンド毎に設置したSPC（特別目的会社）をGPとするもの等が存在。**SPCを用いたストラクチャーは、投資家からのガバナンスの確保の要請に応えるもの。**
- **ファンドの存続期間は、**ファンド組成から、複数の貸付案件の実行、貸付の回収にいたるまで、**一般に10年近く**となり、その場合貸金業登録の更新も必要。

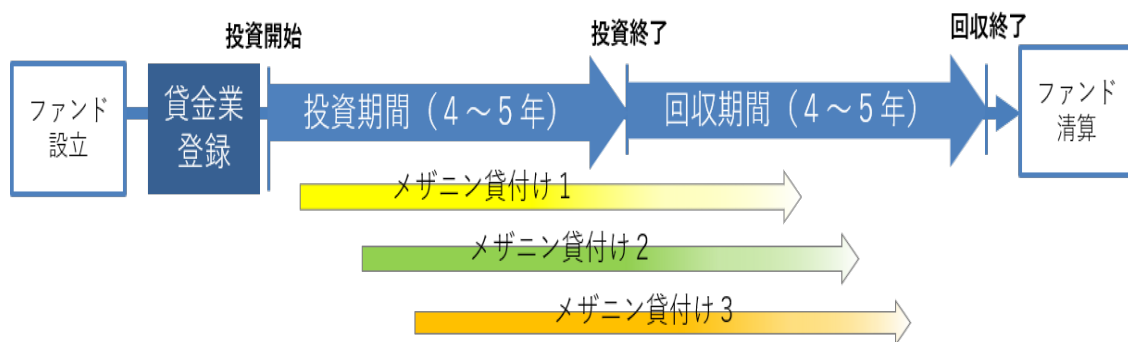
ファンド運用会社自らがGPとなる場合



SPCを設置しGPとする場合



メザニンファンドの存続期間



(参考) ファンド形式の貸金業者※による
ストラクチャードファイナンス

ファンド数	融資残高
17	1,855億円

※LPS等で貸金業登録している貸金業者。

(出典) 金融庁 (2026年3月末時点)

○ 参入規制

貸金業を営もうとする者は、内閣総理大臣（2以上の都道府県の区域内に営業所等を設置）または都道府県知事（一の都道府県の区域内にのみ営業所等を設置）の登録を受けなければならない。〔貸金業法第3条第1項〕

(1) 営業所等を有することが前提〔貸金業法第3条第1項〕

(2) 人的要件〔貸金業法第6条第1項第15号、同施行規則第5条の7〕

- 常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者を配置
- 営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者を常勤の役員又は使用人として1人以上配置
- 貸金業務取扱主任者の設置義務〔貸金業法第6条第1項第13号、第12条の3、同施行規則第10条の7、第10条の8〕
 - 貸金業務取扱主任者が、常勤であること、かつ、他の営業所等と重複して置かれていないことが要件
 - 営業所等ごとに貸金業の業務に従事する従業員50人に1人以上の割合で設置

(3) 財産的要件〔貸金業法第6条第1項第14号、同施行令第3条の2〕

- 最低純資産額（5,000万円以上）

(4) 登録は3年ごとに更新が必要〔貸金業法第3条第2項〕

○ 与信限度規制

(1) 総量規制等〔貸金業法第13条、第13条の2、第41条の35等〕

- 顧客等への貸付けの際の返済能力調査、記録の作成・保存義務
- 個人顧客の返済能力調査における指定信用情報機関（JICC、CIC）保有の信用情報の使用・提供義務、源泉徴収票等の徴収義務
- 個人顧客の総借入残高が年収等の3分の1を超える貸付けの禁止 など

(2) 上限金利規制〔貸金業法第12条の8、利息制限法第1条、出資法第5条第2項〕

- 利息制限法の上限金利（借入金額に応じて15%～20%）を超える利息の契約等の禁止（行政処分対象）
- 出資法の上限金利（20%）を超える金利の契約禁止（刑事罰対象）

○ 行為規制

(1) 業務運営に関する措置（資金需要者等に関する情報の適切な取扱い等）〔貸金業法第12条の2〕

(2) 指定紛争解決機関との契約締結義務等〔貸金業法第12条の2の2〕

(3) 貸金業務取扱主任者の設置〔貸金業法第12条の3〕

(4) 偽りその他不正又は著しく不当な行為の禁止〔貸金業法第12条の6〕

(5) 書面の交付に関する義務〔貸金業法第16条の2、第17条、第18条 等〕

- － 契約締結前書面・契約締結時書面の交付 ※契約の相手方等の承諾を得て電磁的方法により提供することも可
- － 受取証書の交付 ※債権の弁済者の承諾を得て電磁的方法により提供することも可

(6) 取立て行為規制〔貸金業法第21条第1項〕

(7) 債権譲渡等に係る規制〔貸金業法第24条〕

- － 債権譲渡人による債権譲受人への通知
- － 債権譲受人に対する書面の交付や取立て行為規制等の準用
- － 取立て制限者への債権譲渡等の禁止
- － 密接な関係を有する者への債権譲渡等における注意義務

※ 保証等や受託弁済に係る求償権等の行使や譲渡についても同様の規制〔貸金業法第24条の2～5〕

大企業等「プロ向け」として商慣行にもなじむ客観的な基準について

- 大企業等「プロ向け」の貸付けについて柔構造化を図ることとした場合、債務者保護の観点や、貸金業者等の金融関係者にすでに認知されたものを用いる観点から、**プロとされ得る借り手の属性について、既存の金融関係の法令で規定されている客観的な基準を用いることが考えられる。**
- この点、主として経済的弱者である債務者に不当な高利の貸付けが行われることを防止する趣旨から、利息の契約を制限する利息制限法等の例外を定める、**特定融資枠契約に関する法律（コミットメントライン法）**が参考となる。
- コミットメントライン法は、融資枠の設定に必要な手数料を利息制限の例外とし、金融機関による融資枠の設定をやすくすることで（※）、企業の資金調達の機動性の増大を図ることとしており、**その適用対象として、利息制限法の保護下に置かずとも、十分な経営基盤や金融機関との交渉能力を有する借り手を限定列挙**している。

※ コミットメントライン法の適用がない場合、融資枠に対して仮に融資実行の必要がなかった際には、手数料は無限大のみなし利息と評価される可能性。

○ 特定融資枠契約に関する法律 第2条第1項各号に掲げる者

1. 会社法上の大会社（資本金5億円以上又は負債額200億円以上の株式会社）
2. 資本金3億円超の株式会社
3. 純資産10億円超の株式会社
4. 金商法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社（上場会社等）
5. 上記1.～4.の子会社
6. 上記2.～4.に相当する外国会社
7. 保険業法上の相互会社
8. 第一種金融商品取引業者・投資運用業者
9. 証券金融会社
10. 貸金業者（株式会社であるものに限る）
11. 資産流動化法に規定する特定目的会社
12. 登録投資法人
13. 資産流動化のための株式会社又は合同会社

(凡例) ○：規制あり、△：一部規制あり、×：規制なし

		アメリカ (NY州) (注1)	フランス (注4)	イギリス	シンガポール	日本
参入規制		× (注2)	○	×	×	○
行為規制	情報提供 義務	△ (注3)	○	×	×	○
	取立行為 規制	×	×	×	×	○
貸金事業者に対する 国内での拠点設置義務		×	○	×	×	○
日本のノンバンク社債法に 類する社債発行規制		×	△ (注5)	×	×	○

(出典) 金融庁・金融研究センターの研究プロジェクトにおいて研究員が収集した情報に基づき金融庁作成。ノンバンクが行う法人向け貸付けに着目して諸外国の制度を調査したものであり、例えば銀行の子会社や投資法人といった貸し手の特別な属性に係る法制度について網羅的に調査したものではない。

(注1) 米国についてはNY州法に基づく規制内容を記載。

(注2) 元本5万ドル以下かつ年率16%以上の貸付けを行う場合は認可貸金事業者 (Licensed lender) としての認可が必要であるが、「corporation and similar business entities」への貸付けについては参入規制の対象外とするレターがDFS (NY州金融サービス局) より公表されている。

(注3) NY州商業融資開示法により、250万ドル以下の融資を行うノンバンクに対し、借入人に対する詳細な情報提供が求められている。

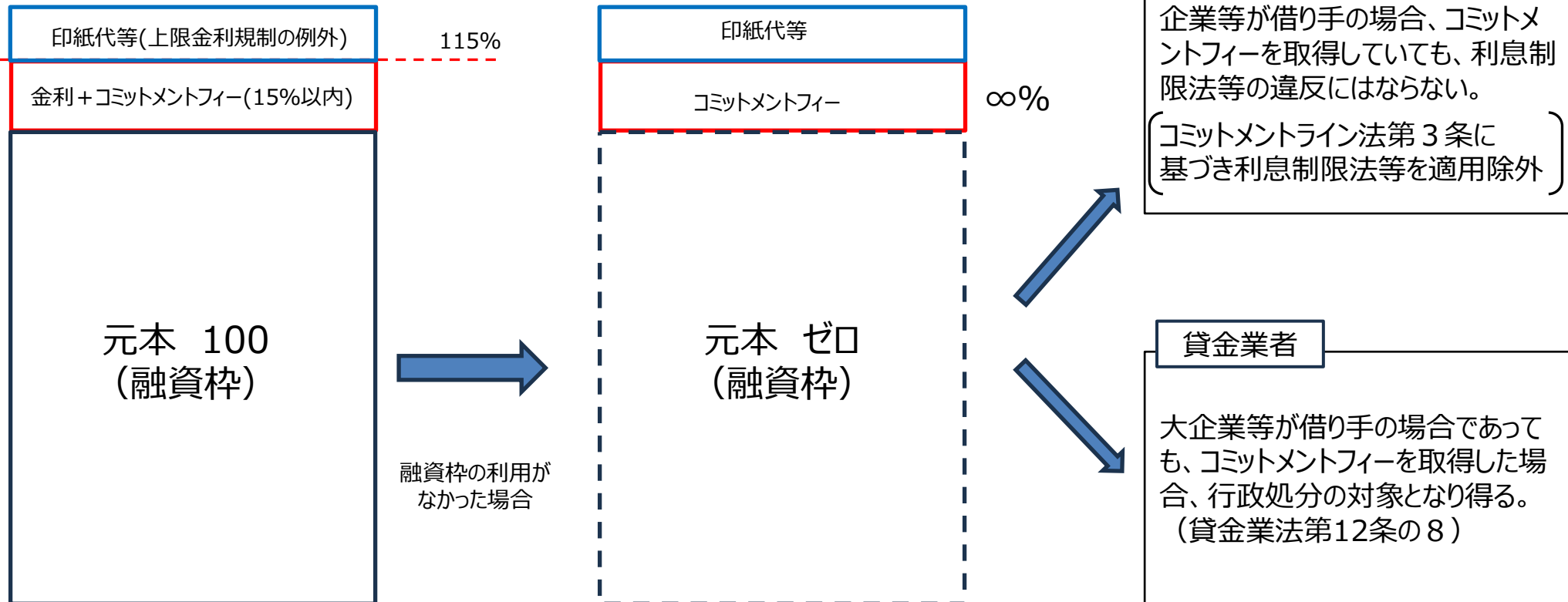
(注4) フランスの通貨金融法典に基づく規制内容を記載。EU単位でのノンバンクに関する参入規制や監督制度の存在は確認されていない。

(注5) 下記(i)～(iii)の要件を満たす債務証券の発行が規制対象となりうる。

(i)最劣後債などの所定の債務証券に該当しないこと、(ii)当該発行が、第三者のためのPF運用サービスを提供する者または適格投資家のみを対象とするものでないこと、(iii)譲渡性預金証書以外の証券については、各証券の額面金額が10万ユーロ未満であること

コミットメントフィーの取扱いについて（イメージ）

- コミットメントライン（融資枠）を設定するとフィーも発生
フィーは利息の計算にあたり利息とみなされる（利息制限法第6条）



- プロ向けの貸付けについて柔構造化を図ることとした場合、プロとされる借り手の属性を規定する基準として、債務者保護の観点や、貸金業者等の金融関係者にすでに認知されたものを用いる観点から、利息制限法等の保護下に置かずとも十分な経営基盤や金融機関との交渉能力を有する、コミットメントライン法に規定する借り手を用いることについてどう考えるか。

※ 第1回でご議論いただいた、国内に営業拠点を持たない外国金融機関等のシンジケートローン参加の参入要件緩和における、借り手の範囲についても同様の基準を用いることとしてはどうか。

- M&A等の成長投資においては、その実現に必要な資金需要を満たすため、預金取扱金融機関によるシニアローンに加え、リース事業者やメザニンファンド等の貸金業者の担うメザニンが活用されるが、これら貸金業者の貸付けは大企業等のプロ向けの融資であり、貸金業法が従前より念頭に置いている消費者向け、中小企業向けの小口融資とはビジネス業態が異なるものである。

こうしたビジネスの実態を踏まえると、プロ向けの貸付けのみを行う貸金業者に対しては、

- (1) 登録に係る資本金要件や、貸金業務取扱主任者設置要件、更新制度といった参入規制や、
- (2) 契約締結前・締結時・弁済受領時の書面交付等の行為規制、取立て行為規制
- (3) 債務者の利益を損なうおそれが少ない譲受人（銀行、保険会社等）への債権譲渡等に係る行為規制、

といった規制の適用を柔構造化することについて、どう考えるか。

- プロ向けの貸付けのみを行う貸金業者について柔構造化を図るのであれば、高度化する融資手法等に対応するためにも、国で監督すべきと考えるが、どう考えるか。
- プロ向けの貸付けのみを行う貸金業者について柔構造化を図るのであれば、プロ向け以外の貸付けも行う貸金業者が行うプロ向けの貸付けについても、上記(2)(3)の行為規制を柔構造化することについて、どう考えるか。
- これまで、貸金業者の貸付先は消費者や中小企業を想定していたが、LBOローンをはじめとした、大企業等からのコミットメントラインによる資金需要に円滑に対応していくために、貸金業者が大企業等から取得するコミットメントフィーについて、みなし利息の例外とすることをどう考えるか。